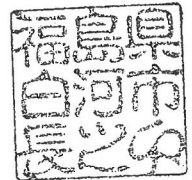


白河市告示 第85号

白河市財務規則（平成17年白河市規則第37号）第111条第1項及び第122条第1項の規定に基づき、市が実施する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の規定による指名競争入札又は同施行令第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札の方法により工事の請負契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者（令和7・8年度分）に必要な資格及びその審査の申請の時期等を次のとおり定める。

令和6年10月11日

白河市長 鈴木和夫



1 対象業種
建設工事

2 受付期間

令和6年11月1日（金）から令和6年11月29日（金）まで

3 提出方法

郵送 ※令和6年11月29日消印有効

送付先：〒961-8602

福島県白河市八幡小路7-1

白河市役所 財政課 工事契約検査室

4 資格の認定

入札参加資格は申請書等により審査のうえ市長が認定する。

5 当該資格の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間とする。

6 競争入札に参加することができない者（申請書を提出できない者）

白河市競争入札参加資格及び申請手続等に関する要綱（平成17年白河市告示第78号）第2条に掲げるもののほか次のとおりとする。

(1) 白河市において市税を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号のいずれかに該当する者

7 建設業許可業種対応表

番号	工事種別	例 示	対応する建設業許可業種
1	一般土木	土木一式工事	土木工事業
		盛土、根切り、掘削、コンクリート打設、はつり土留、締切り、 整地、コンクリートブロック、客土、ガードレール設置、標識設 置、フェンス設置、くい打、くい抜、種子吹付	◎とび・土工・コンクリ ート工事業
		石積み、石張り、石材加工、コンクリートブロック積み張り	◎石工事業
		タイル、コンクリート積み張り、レンガ積み張り	◎タイル・れんが・プロ ック工事業
		鉄塔、ガードレール、標識設置	◎鋼構造物工事業
		鉄筋加工組立の工事	◎鉄筋工事業
		下水道本管理設	◎土木工事業
		下水道処理施設	◎水道施設工事業
2	舗 装	アスファルト舗装、コンクリート舗装、軽舗装表面処理工事	ほ装工事業
3	建 築	建築一式工事	建築工事業
		造作、木造間仕切	◎大工工事業
		左官、とぎ出し、吹付、モルタル左官、防水モルタル、ラス張り	◎左官工事業
		家屋解体、ひき家鉄骨組立、とび、コンクリート打設、くい打、 くい抜	◎とび・土工・コンクリ ート工事業 ◎解体工事業
		石積み、石張り、石材加工	◎石工事業
		金属薄板屋根ふき、屋根断熱、スレート、瓦、屋根ふき	◎屋根工事業
		コンクリートブロック積、レンガ積み張り、タイル張り、築炉	◎タイル・れんが・プロ ック工事業
		鉄骨組立、鋼製階段	◎鋼構造物工事業
		アスファルト防水、モルタル防水、目地防水、塗膜防水、シート 防水、注入防水	◎防水工事業
		壁張り、内装間仕切、インテリア、たたみ、ふすま、天井仕上げ、 床仕上げ	◎内装仕上工事業
		ガラス加工・取り付け	◎ガラス工事業
		サッシ取り付け、建具取り付け、シャッター、カーテンウォール、 ふすま	◎建具工事業
		鉄筋加工組立	◎鉄筋工事業
板金加工、屋根かざり	◎板金工事業		
4	電 気 設 備	構内配線、信号設備、ネオン装置、受変電設備、照明設備、電気	電気工事業

		防食	
		火災報知、非常警報設備	◎消防施設工事業
5	暖冷房衛生設備	ガス配管、給排水、給湯設備、暖冷房設備、空調設備、汚物浄化槽、水洗便所設備、厨房設備、畑地灌漑（スプリンクラー）	管工事業
		暖冷房設備・冷凍冷蔵設備の熱絶縁工事	◎熱絶縁工事業
		消火栓、消火設備、水噴霧、救助袋、緩降機、排煙設備、避難はしご、屋外消火栓、スプリンクラー設備	◎消防施設工事業
6	鋼橋上部	鋼橋上部、歩道橋設置、水管橋	鋼構造物工事業
		足場架設、コンクリート打設	◎とび・土工・コンクリート工事業
7	PC橋上部	土木一式工事（プレストレストコンクリート工事）	土木工事業
		足場架設、コンクリート打設、PC橋上部の据付	◎とび・土工・コンクリート工事業
8	しゅんせつ	海・河川しゅんせつ	しゅんせつ工事業
9	塗装	塗装、区画線塗装、下地調整、溶射、ライニング、布張り仕上げ、プラスター、橋梁塗装	塗装工事業
10	法面処理	土木一式工事（法面処理工事）	土木工事業
		モルタル吹上、土留、締切り、種子吹付け、コンクリートブロック、注入防水	◎とび・土工・コンクリート工事業
11	上水道	取水施設、浄水施設、配水施設、上水道本管理設	水道施設工事業
		公道下の上水道本管理設	◎土木工事業
12	清掃施設	ゴミ処理施設、し尿処理施設	清掃施設工事業
13	消雪	消雪工事一式	管工事業、さく井工事業
14	機械設備	索道、プラント設備、クレーン設置、昇降機設置、揚排水機設置	機械器具設置工事業
		水門、樋門等門扉設置、開閉機設置	◎鋼構造物工事業
15	通信設備	有線・無線電気通信設備、放送機械設備、空中線設備	電気通信工事業
16	造園	植栽、地被、景石、地植、水景、公園施設	造園工事業
17	さく井	さく井、観測所、還元井、浅井戸、さく孔、揚水設備	さく井工事業
18	グラウト	土木一式工事	土木工事業
		ボーリンググラウト	◎とび・土工・コンクリート工事業

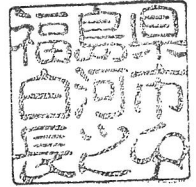
上の表で、◎は例示の工事を単体工事として発注した場合に必要な許可業種を表します。

白河市告示 第76号

指名競争入札又は制限付一般競争入札の方法により工事の請負契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者（令和7・8年度分）に必要な資格及びその審査の申請の時期等を定める件（令和6年白河市告示第85号）の一部を次のとおり改正し、令和6年11月1日から適用する。

令和6年11月27日

白河市長 鈴木和夫



6 競争入札に参加することができない者（申請書を提出できない者）中（1）「白河市において市税を滞納している者」を「白河市において市税等を滞納している者」に改める。